

報告第 5 号

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率について、次のように報告します。

令和 6 年 9 月 2 日

嘉島町長 鍋田 平

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率

(単位 : %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	10.7 (25.0)	66.7 (350.0)

備考
() 内は早期健全化基準